

# 「財産評価顧問」(Ver.H28.1)

## 平成 28 年対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
 標記の件につきましてご案内申し上げます。  
 保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている  
 ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。  
 よろしく査収のほどお願いいたします。  
 なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。  
 あらかじめご了承ください。

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は  
 「マイページ」よりダウンロードいただけます。

### プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※) : 2016年9月6日(火)  
 CD-ROM発送開始日 : 2016年9月15日(木)

### バージョンアップ対象

Ver.H27.1以降

財産評価顧問 Ver.H28.10には、Ver.H23.13、Ver.H24.12、  
 Ver.H25.11、Ver.H26.10、Ver.H27.10も収録しています。

### 改正内容

タビスランドの改版情報 : <http://www.tabisland.ne.jp/support/PInfo.nsf/OenList3/E000505>

最新の改版情報は、タビスランドの改版情報にてご確認ください。

## 1. 改正の主な内容

### ■取引相場のない株式の評価(純資産価額方式における法人税等相当額)

平成 28 年度税制改正において、法人税率の改正が行われたことに伴い、純資産価額方式における「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の算定に用いる「法人税率等の合計割合」が 38%から 37%に改正されました。  
 改正に伴い、取引相場のない株式(出資)の評価明細書 第 5 表、第 8 表の「評価差額に対する法人税額等相当額」欄が変更になりました。

相続、遺贈または贈与による財産の取得	法人税率等の合計割合
平成 28 年 3 月 31 日以前	38%
平成 28 年 4 月 1 日以降	37%

《参考》国税庁のホームページ

◆取引相場のない株式(出資)の評価明細書

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hyoka/annai/1470-01.htm>

## 2.システムの対応内容

### ■取引相場のない株式の評価 第5表、第8表

「評価差額に対する法人税額等相当額」の法人税割合（率）を、課税時期で切り替えて初期表示します。

- ・第1表 課税時期 平成28年3月31日以前：38%
- ・第1表 課税時期 平成28年4月 1日以後：37%

【第1表 課税時期】

The screenshot shows a software window titled '取引相場のない株式の評価 (1)評価会社入力 1/4'. It contains various input fields for company information. The '課税時期' (Tax Period) field is highlighted with a red box and contains the text '平成28年04月01日'. A yellow callout box with a red border points to this field, containing the text: '第1表の「課税時期」が、平成28年4月1日以後のときは、第5表、第8表に「37%」と表示される'.

第1表の「課税時期」が、平成28年4月1日以後のときは、第5表、第8表に「37%」と表示される

## 3.バージョンアップ後の確認事項について

Ver.28.10 にバージョンアップ後、Ver.H27 で作成したデータを継続使用する場合は、[旧バージョンデータ読込] で移行します。移行したデータは、年度変更に伴い設定を見直してください。

## 4.連動について

相続・贈与税顧問（Ver.H28.10）へのデータ連動が可能です。

お問い合わせ先



北海道オフィス・マシン株式会社

TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください